

北海道の情報通信2025



つながる力、
支える力、
共に築く北海道の未来

北海道総合通信局

北海道総合通信局 令和7年度の重点施策

政府は人口・生産年齢人口が減少する中、地方活性化策である「地方創生2.0」の基本構想において、「デジタル・新技術の徹底活用」を柱として掲げ、地域社会DXを通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決を目指しています。

特に北海道は、広大な土地と豊かな自然を有し、食料生産、観光やGXなどで大きな役割を期待される一方、全国を上回るスピードで人口減少と少子高齢化が進み、地域のくらしや経済を支える担い手の不足も深刻化していることから、様々な分野でDXの導入が必要とされています。

デジタルインフラの整備に関しては光ファイバが99%以上の世帯カバー率、5Gが98%以上の人口カバー率を達成していますが、主要国道や広大な農地における不感

対策など課題も残っています。北海道の持続的発展のためには、ICTの持つ、時間と空間の壁を乗り越える力をさらに広げていくことも重要です。

一方、デジタル機器の普及が進むにつれ、サイバー犯罪やSNSにおける誹謗中傷、偽・誤情報の問題は大きくなっており、それらへの対策と、利用者の情報リテラシーの向上も重要な課題となっています。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、ICTによる防災・減災と、その基盤の一層の強化が求められています。

北海道総合通信局では、北海道におけるデジタル技術の利活用と基盤整備をささえ、推し進めるため、令和7年度において、以下の3項目を柱として業務に取り組みます。

- 1 デジタル活用による地域創生の推進**
- 2 誰もが利用できる情報通信環境の整備**
- 3 デジタル社会の安全・安心の確保**

北海道総合通信局 令和7年度の重点施策

1 デジタル活用による地域創生の推進

- (1) デジタルインフラの積極活用による地域DX支援
- (2) 研究機関等との連携・支援、ベンチャー企業への支援
- (3) デジタル活用の支援
- (4) 映像・デジタルコンテンツ等による地域の情報発信力の強化

2 誰もが利用できる情報通信環境の整備

- (1) 通信インフラ整備の推進
- (2) 持続可能な放送ネットワーク構築等の促進

3 デジタル社会の安全・安心の確保

- (1) 防災・減災対策の推進
- (2) 地域一体によるサイバーセキュリティ対策の推進
- (3) 総合的なICTリテラシー向上
- (4) 航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進
- (5) 電波利用環境の保護

1 デジタル活用による地域創生の推進

(1) デジタルインフラの積極活用による地域DX支援

光ファイバ網や5G等高度無線システムなどデジタルインフラとデジタル技術を積極的に活用した地域DXの推進は地域課題を解決するための重要な政策です。このため、「北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会」を中心として、関係機関・団体との連携を一層強化し、北海道内の課題を把握し、スマート農業をはじめとする地域ニーズに応じたデジタル実装を推進していきます。

特に先進的な無線システム活用やAI・自動運転レベル4検証など地域の課題解決に資するシステムについて、地域社会DX推進パッケージ事業をはじめ各種の政府施策活用により積極的に支援を行い、好事例は横展開を図ります。

市町村とDXソリューションを持つ企業・団体とのマッチング会等のハンズオン支援を行います。また、人的支援として、地域情報化アドバイザー制度を通じた専門家の派遣にも取り組みます。

(2) 研究機関等との連携・支援、ベンチャー企業への支援

地域が抱える様々な課題の解決や、より良い社会の実現に資する研究開発成果の社会実装が期待されていることから、地域の大学等研究機関や関係学会と連携し、公募研究支援事業の提案機会等を通じ、研究ニーズの発掘、人材育成を含む社会展開に資する取組を推進し、次世代のICT人材の発掘・育成、北海道発ベンチャー企業の創出・海外展開を支援します。

(3) デジタル活用の支援

誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の推進に向けて、「スマホ教室」や「スマホ相談会」の開催の促進を図ります。また、テレワークの普及・定着に向けたセミナーの開催や中小企業・市町村のテレワークの導入支援に取り組みます。

(4) 映像・デジタルコンテンツ等による地域の情報発信力の強化

海外展開を前提とした高品質な映像コンテンツの製作を促進するため、「海外展開に資する高品質コンテンツ製作促進事業」において、道内市町村と映像コンテンツ制作者のマッチングを行い、北海道の観光資源など高品質な映像コンテンツの製作を促進することで、地域創生につながる情報発信力の強化を図ります。



つながる力、
支える力、

共に築く北海道の未来

北海道総合通信局

<1 デジタル活用による地域創生の推進>

北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会(地域協議会)

- 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」にもとづき「北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会」において、基盤整備と地域ニーズに応じたデジタル実装の実現に向けた取組を実施。
- 令和7年度では、携帯電話基地局の未整備地区におけるエリア化に向けた事業の推進及び各市町村が抱える地域課題解決のため、市町村の抱える課題からの最新技術の提案支援を実施。

■ 検討事項

携帯電話基地局の円滑な設置その他高度無線システムの整備に関する事項

北海道におけるデジタル技術の実装による地域の課題解決や活性化を促進するため、5G等デジタルインフラの円滑な整備を支援。

ワイヤレス・IoTソリューションなどデジタル技術を活用した地域課題解決の推進に必要な事項

光ファイバ網や5G等のデジタルインフラを活用したワイヤレス・IoTソリューションなどデジタル技術の実装による北海道地域の課題解決や活性化を促進。

光ファイバの整備及び維持管理に関する事項（ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度に関する事項を含む）

北海道における光ファイバの整備及び維持管理に関する事項（ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度に関する事項を含む）について協議を行い、公設設備の早期かつ円滑な民設移行の促進、地域ニーズに応じたインフラ整備の推進等を図る。

■ 構成員

地方公共団体 : 北海道
 通信事業者 : 旭川ケーブルテレビ、NTTドコモ、帯広シティーケーブル、KDDI、ソフトバンク
 日本ケーブルテレビ連盟、NTT東日本、北海道総合通信網、楽天トータルソリューションズ
 インフラリング事業者 : JTOWER、住友商事、Sharing Design
 国 : 農林水産省、北海道財務局
 主宰（事務局） : 北海道総合通信局

道内の市町村は、道庁を通じて情報を共有するほか、希望があれば参画可能

活力ある地域づくりのヒントが見つかる
 地域社会DXナビ



地域社会DX推進パッケージ事業

- ICT技術を活用した地方創生2.0の実現に向け、デジタル技術の実装（地域社会DX）による地域社会課題の解決を図るべく、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施することで、全国における早期実用化を促進。

好事例の創出・横展開

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

先進無線システム活用タイプ

ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術などを用いた先進的なソリューションの実用化に向けた実証

① デジタル人材／体制の確保支援

- | | |
|----------------|--|
| a) 推進体制構築支援 | 都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援 |
| b) 計画策定支援 | デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言 |
| c) 地域情報化アドバイザー | 地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援 |
| d) 人材ハブ機能 | デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援 |

（事業主体）	地方公共団体、民間企業等
（事業スキーム）	補助事業、実証事業（請負）、調査研究（請負）
（補助対象）	基地局施設、送受信設備、機器購入費等
（補助率）	1/2
（計画年度）	令和6年度～令和9年度

（新規） 令和6年度補正予算額 73.99億円
令和7年度予算額 0.5億円

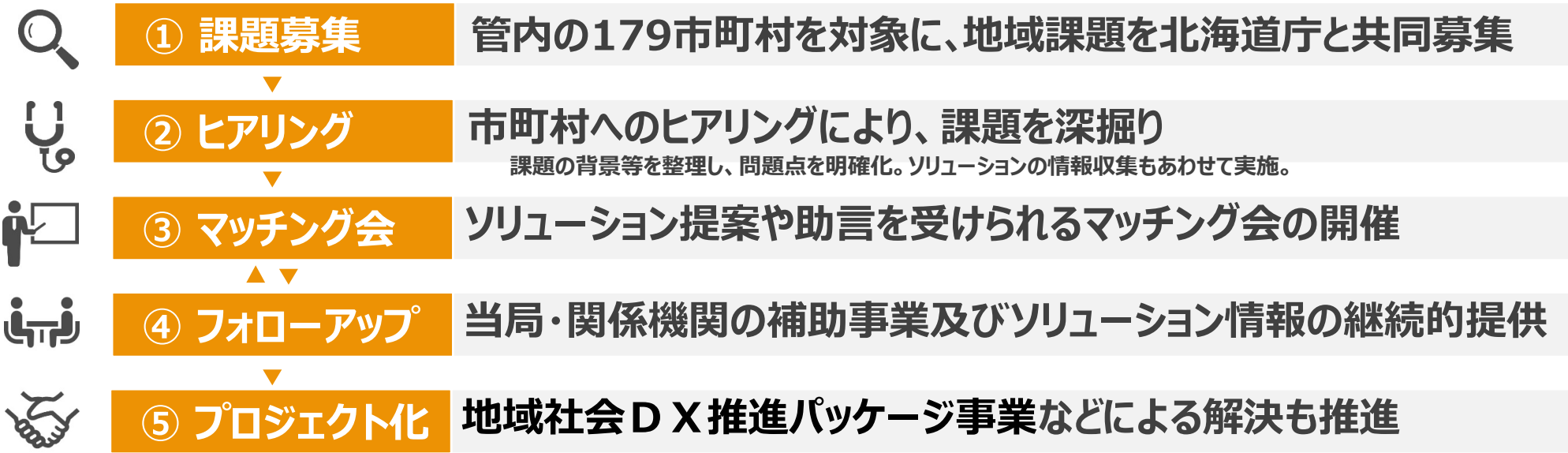
DXに関する地域実証事業(北海道管内)

- デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指すため、総務省では地域実証事業※を実施しており、北海道においては令和2～6年度で、計13事業を採択。 ※令和2～4年度：ローカル5G開発実証、令和5, 6年度：地域デジタル基盤活用推進事業（実証・補助）
- 実証後は、各種協議会・懇談会などを通じて、横展開を支援。

項番	分野	提案者（代表機関のみ）	実施地域	事業名	使用する通信技術
1	農業	東日本電信電話株式会社	岩見沢市	自動トラクター等の農機の遠隔監視制御による自動運転等の実現	ローカル5G
2	農業	東日本電信電話株式会社	浦臼町、仁木町、余市町、岩見沢市	中山間地域でのEVロボット遠隔制御等による果樹栽培支援に向けたローカル5Gの技術的条件及び利活用に関する調査検討	ローカル5G
3	農業	東日本電信電話株式会社	岩見沢市、沼田町	土地利用型農業におけるローカル5G等無線技術を用いた自動走行トラクター実装モデルの高度化	ローカル・キャリア5G、BWA
4	農業	帯広市川西農業協同組合	帯広市	地域に根差した、有効なスマート農業の技術開発 IoT/AIによる生産性向上や省力化の現場支援	ローカル5G、Wi-Fi HaLow
5	畜産業	株式会社 Iマ・ティ・ティ・データ経営研究所	訓子府町	フリーストール牛舎での個体管理作業の効率化に向けた実証事業	ローカル5G
6	畜産業	シャープ株式会社	新冠町	広大な放牧地におけるローカル5Gを活用した除雪や草地管理等の効率化・省力化の実現	ローカル5G
7	畜産業	NTTコミュニケーションズ株式会社	別海町	Wi-Fi HaLowを活用した畜産/酪農の一元的な見える化サービスの実証	Wi-Fi HaLow
8	医療	東日本電信電話株式会社	岩見沢市	ローカル5Gを活用した地域モビリティによる遠隔高度医療サービス提供に関する実証	ローカル5G
9	工場・発電所等	株式会社HBA	厚真町	高速ネットワークを活用した施設の維持管理向けソリューションの実証	ローカル5G
10	スポーツ	東日本電信電話株式会社	旭川市/ 東京都千代田区	eスポーツ等を通じた施設の有効活用による地域活性化の実現	ローカル5G
11	観光	リニエレイスコミュニケーションズ株式会社	千歳市	空港を起点とした周辺地域の観光振興を空港業務の省力化と併せて実現する実証事業	ローカル5G
12	防災	株式会社I・TECソリューションズ	苫小牧市	避難所支援サービスと通信インフラ網の整備事業	地域BWA
13	防災	小清水町	小清水町	地域連携と災害・減災対策の為に機器導入とネットワーク整備及び活用事業	Wi-Fi、衛星回線

地域課題解決に向けた取組(課題解決マッチング)

- 北海道内市町村の地域課題について、関係機関と連携して募集し、I C T 関連企業・大学等からのソリューション提案を受け解決の場を形成し、総合的に支援する取組を実施。



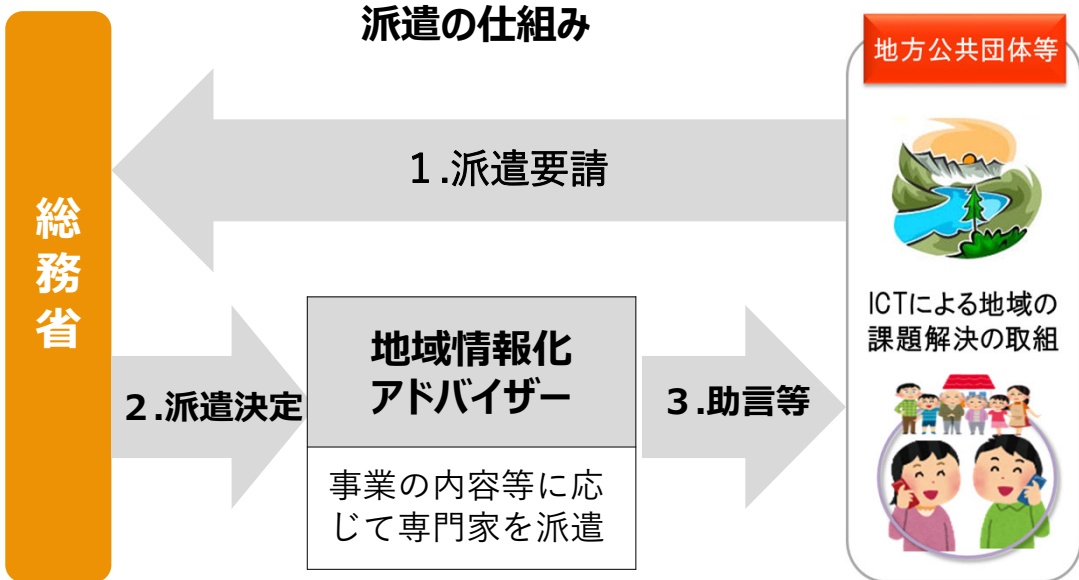
【令和7年度スケジュール予定】



地域情報化アドバイザー派遣制度

- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT（情報通信技術）を利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関して助言・講演。
- 令和6年度の全国での派遣団体数は305件（うち北海道管内15件）。地域情報化アドバイザーからの助言・講演等により地方公共団体職員や住民の意識醸成が図られ、地域におけるICT利活用等の検討、推進の一助となっている。
- 令和7年度より、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に地場企業等にも支援。

派遣の仕組み



1. 派遣申請の受付

申請受付情報は、「地域情報化アドバイザー」ホームページへ掲載します。
 （令和7年度は、（第1期）令和7年4月中旬頃頃から申請受付開始。
 最終受付締切は（第9期）令和7年12月中旬頃予定。）

2. 費用は無料

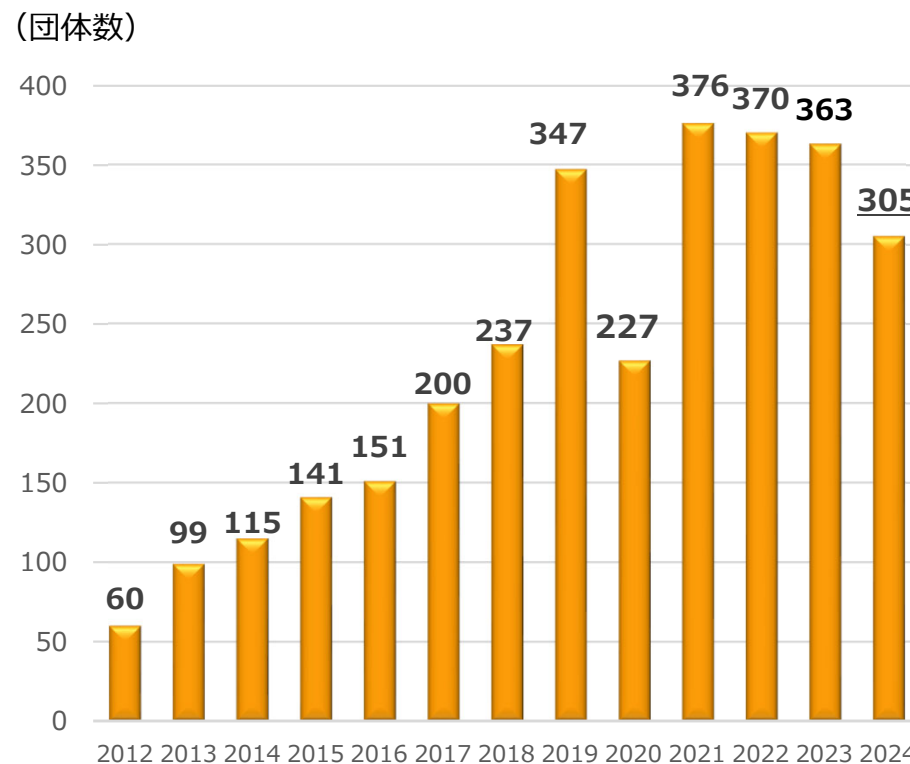
・アドバイザーの旅費、謝金に係る費用は総務省が負担

3. お問い合わせ・申込先

一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）
<https://www.r-ict-advisor.jp/>



派遣団体数



<1 デジタル活用による地域創生の推進>

電波利用分野における研究機関等との連携

- 地域が抱える様々な課題の解決や、より良い社会の実現に資する研究開発成果の社会実装が期待されていることから、FORWARDをはじめとする公募研究支援事業の提案機会や、WiCON等を活用した研究ニーズの発掘、人材育成を含む社会展開に資する取組を推進。

FORWARD(フォワード)

(持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業)

<研究開発の概要（令和7年度）>

【募集部門】

●電波有効利用基盤技術部門

電波の有効利用を促進する基盤技術の研究開発を行う課題

●デジタルインフラ構築部門（全国共通、地方独自の2種）

地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、ワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラ構築技術の研究開発を行う課題

【研究開発期間】

最長4年度（1～4年度の間で提案者が設定可）

【研究開発経費（直接経費・消費税込み）】

- ・1年度目及び2年度目：最大1,000万円／年度
- ・3年度目及び4年度目：最大3,000万円／年度

※直接経費に加え直接経費の30%を上限とする間接経費を別途配分可

WiCON(ワイコン)

高専ワイヤレステックコンテスト



<技術実証の概要（WiCON2025）>

【募集部門】

●ワイヤレス利活用部門

無線通信を活用して、地域課題の解決や新たなビジネスの創出に寄与し、近い将来で実現（社会実装）するアイデアの提案、技術実証を行う。

●ワイヤレス基礎技術部門

無線技術や電波伝搬技術を競う部門。電波を効率的に利用するための無線技術／システムの新規アイデアの技術実証を行う。

【応募対象】 全国の高専生（国立高専、公立高専、私立高専）

【主催等】

主催：CIAJ（（一社）情報通信ネットワーク産業協会）、APPLIC（（一財）全国地域情報化推進協会）

共催：総務省

【採択チーム数、技術実証費用】 20チーム程度、1チームあたり100万円

< 1 デジタル活用による地域創生の推進 >

「北海道起業家甲子園・起業家万博」の開催

- 北海道におけるICT分野でのスタートアップの創出に向けて、学生を対象としたピッチコンテストとして、北海道起業家甲子園を開催
→大会前にスタートアップサロンを実施してアントレプレナーシップを醸成。
- ベンチャー企業等を支援するため、ビジネスプランコンテストとして起業家万博北海道大会を開催。
→総務省と情報通信研究機構が毎年3月に開催する起業家甲子園・万博の地方大会。
→NICT賞を受賞したチームは、全国大会に推薦。

■ 起業を志す学生の支援

北海道におけるICT分野でのスタートアップの創出に向けて、学生を対象としたピッチコンテストとして、北海道起業家甲子園を11月に開催する。大会前にスタートアップサロンを実施してアントレプレナーシップの醸成を図る。

起業家甲子園・スタートアップサロン

【北海道起業家甲子園】

- 開催日：11月下旬
- 開催方法：集合開催
- ビジネスプランの募集期間：8月中旬～10月中旬
- 概要：学生を対象としたピッチコンテスト。最優秀賞(NICT賞)を受賞したチームは、シリコンバレーブートキャンプへの参加、全国大会への出場権を獲得。

【スタートアップサロン】

- 開催日：11月上旬
- 概要：起業を志す学生に起業に向けたスキルアップやコミュニティづくりのための人材育成研修プログラム。起業家甲子園を一つの目標として参加者へ向けてのアントレプレナーシップの醸成、メンタリングなどを実施。

■ ベンチャー企業等の支援

ベンチャー企業等を支援するため、ビジネスプランコンテストとして「NoMaps Dream Pitch」の一環として、起業家万博北海道大会を9月に開催する。

起業家万博（NoMaps Dream Pitch）

- 開催日：9月10日(水)
- 開催方法：集合開催
- ビジネスプランの募集期間：6月18日～7月18日
- 概要：企業等を対象としたビジネスプランコンテスト。NICT賞を受賞した企業は、全国大会への出場権を獲得。



< 1 デジタル活用による地域創生の推進 >

デジタル活用支援推進事業

- デジタル社会の形成に当たり、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等を行う「デジタル活用支援推進事業」（国費10/10の補助事業。以下「デジ活事業」という。）を通じ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進。
- 令和3～6年度におけるデジ活事業を実施済み又は実施見込みの道内市町村は179市町村のうち162市町村（約91%）。市町村や通信事業者による独自取り組みも含めると**178市町村（約99%）**。
- 令和5年度のデジ活事業においては、札幌市で約6,500コマ、道内全体で約14,800コマの講座が開催されるなど、**デジ活事業を実施した道内全ての市町村において複数回開催**。

- 受講者からは、
- ・**便利な市町村公式アプリを知ることができて良かった。**
 - ・**LINEの使い方を学ぶことができたので、家族や友達と連絡を取り合いたい。** などの声

- 新篠津村においては、同村の公式LINEを講座内容として扱った結果、LINE登録数が村の人口の50.8%(2024年末時点。前年比+15.4ポイント)に増加。講座の実施が受講者だけでなく**市町村においてもメリットとして表れている。**

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

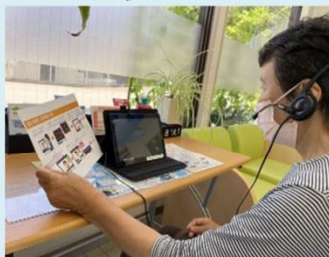
地方部を中心とした支援

令和3年度～ 地域連携型 対面TYPE



- 携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
- 主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

令和6年度～ オンラインTYPE



- 携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

< デジタル活用支援ポータルサイト >



<https://www.digi-katsu.go.jp/>

< 1 デジタル活用による地域創生の推進 >

テレワーク普及展開推進事業

- ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に資するために、テレワークの普及促進を図る。
- 施策の実施にあたっては、厚生労働省北海道労働局等の関係機関と連携した相談窓口の設置、コンサルティングの実施、セミナーを開催するなど、“テレワーク・ワンストップ・サポート事業”を推進。

■ 施策の概要

① テレワーク・ワンストップ・サポート

- ・テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、専門家(※)が無料コンサルティングを実施。
- ※ テレワークに係るセキュリティ、ICTツール、労務管理の専門家（テレワークマネージャー）
- ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備。

② テレワーク月間における普及啓発

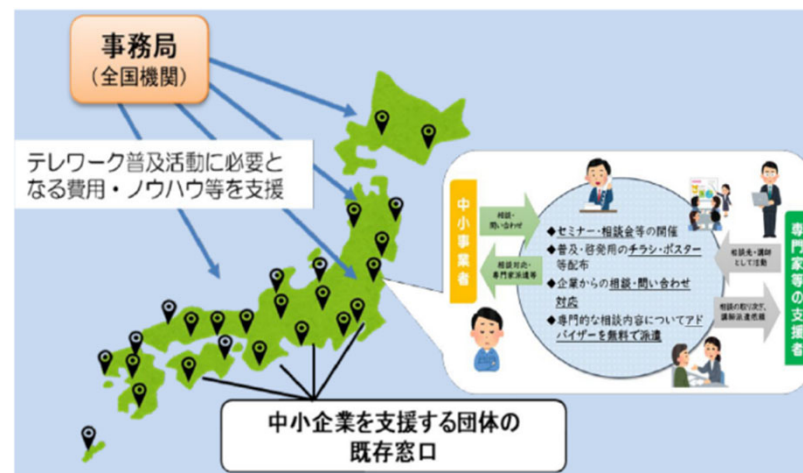
- ・企業等にテレワークの実施を呼びかけるテレワーク月間（11月）を開催し、テレワークに関する普及啓発を行うほか、テレワークトップランナー総務大臣賞等の表彰イベントを開催。



テレワーク総合ポータルサイト



テレワーク相談センター



○テレワーク月間（11月）



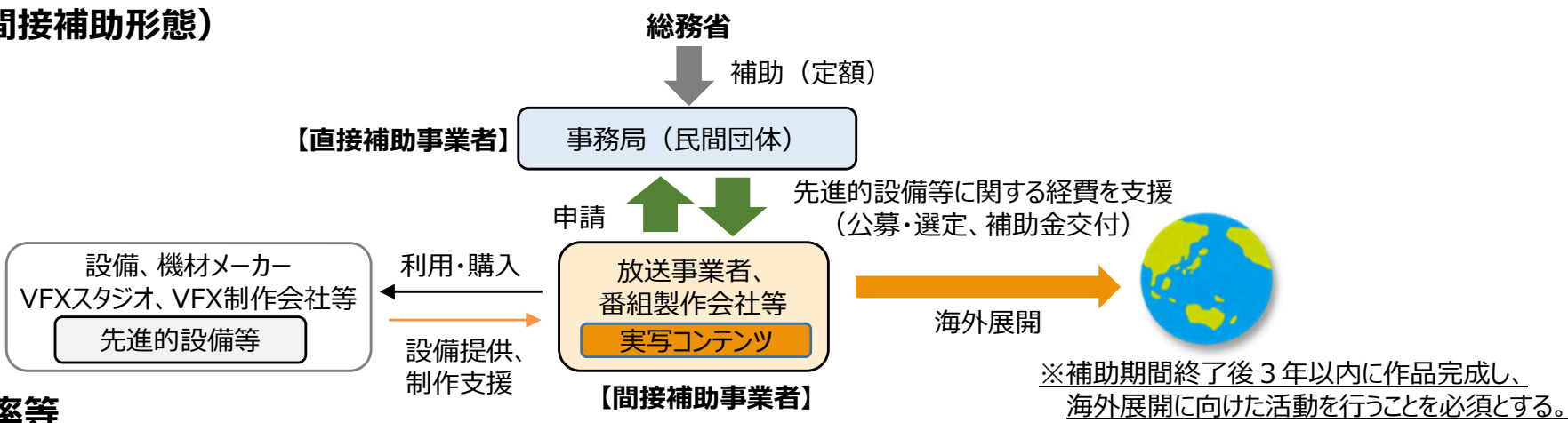
○テレワーク（働き方改革）セミナー



放送コンテンツのさらなる海外流通を推進

- 高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①先進的設備等の取得又は使用に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援。
- 4 K、VFX、3 DCG、AI技術等の先進的なコンテンツ制作技術の活用を促し、世界水準の実写コンテンツの創出に繋げることで、我が国の放送コンテンツの更なる海外流通を推進。

■ 事業イメージ（間接補助形態）



■ 支援対象、補助率等

タイプ	支援対象	補助率	上限額
A	4 Kを活用した実写コンテンツ制作	1/2	3000万円 (②制作経費のみの場合は2000万円)
B	4 Kに加え、VFX、3 DCG、AI技術等の先進的設備等を活用した実写コンテンツ制作 ※VFX技術の利用は必須	1/2	2億円

- **補助対象者**：当該実写コンテンツの著作権を有し、制作費を負担する国内の放送事業者、番組製作会社等（外国法人の日本支社は除く）
- **対象コンテンツ**：海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ（対象外：アニメ、映画、MV、CM、プロモーション映像、成人向け、YouTubeなど）
- **補助対象経費**：①先進的設備の利用・導入に係る経費、②先進的設備等を用いたコンテンツ制作経費（対象外経費あり）

- **事業期間**
 - 公募期間 令和7年7月7日～8月5日(正午 必着)
 - 交付決定日 令和7年9月中旬頃
 - 事業完了 令和8年1月31日

安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業

- デジタル技術の海外展開を目指す地域の I C T 事業者等を発掘し、「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」により海外展開の支援を行うとともに、総務省が主導して設立された官民協力の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」におけるアドバイザー制度や株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等を活用して支援。

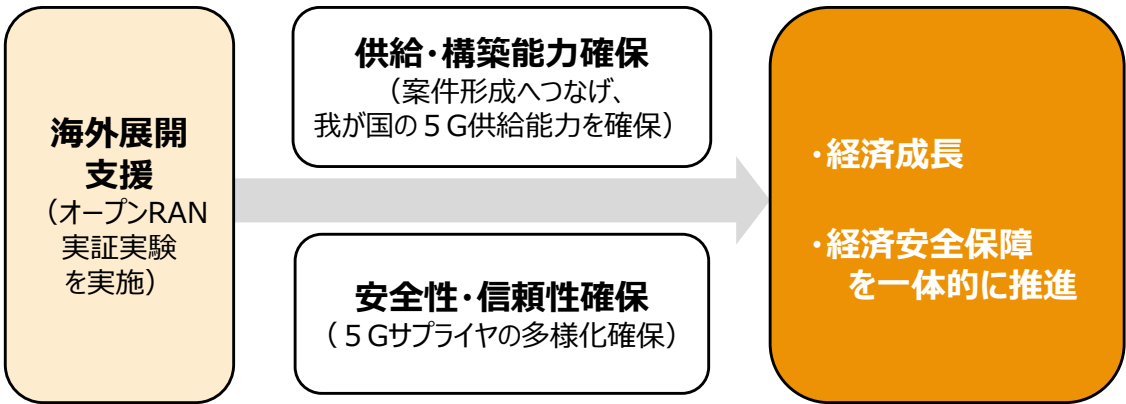
■ 海外展開支援事業における「地方枠」

令和 5 年度より、各地方に潜在しているデジタル技術を有する企業の、当該デジタル技術に係る海外展開を後押しすることを目的とし、安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業に「地方枠」（公募）を創設。

- デジタル技術に係る海外展開を検討している北海道内のICT中小企業（大学法人との連携、スタートアップ等含む。）の取組を支援。
- 募集期間： 4 月23日～ 5 月23日

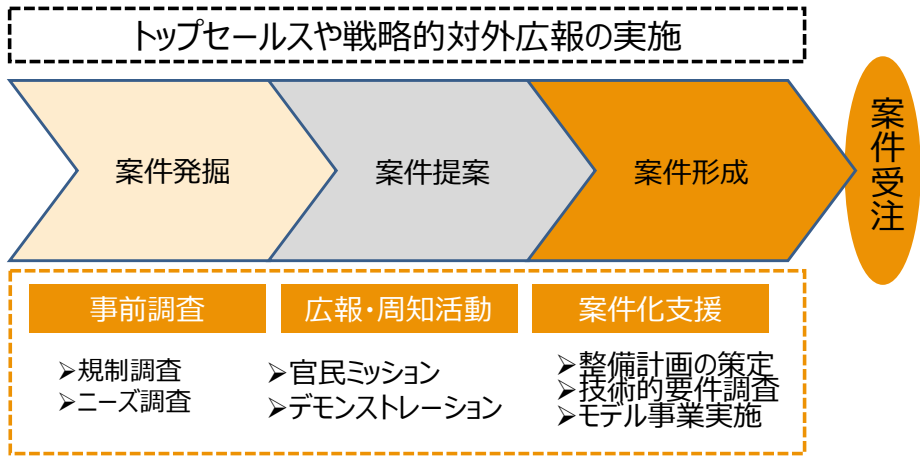
■ 施策の目的

（例）オープンRANの海外展開



（事業主体） 民間企業（通信事業者、ベンダー等）
（事業スキーム） 実証事業（請負）、調査研究（請負）

■ 海外展開フロー



令和6年度補正予算額 63.0億円
令和7年度予算額 0.5億円

2 誰もが利用できる情報通信環境の整備

(1) 通信インフラ整備の推進

デジタルインフラ整備については、携帯電話サービスが国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることを踏まえ、地域協議会とも連携し、地域のニーズを踏まえたキャリアの4Gのエリア整備を着実に推進するとともに、新たな産業創出に資する5G基地局の整備等エリアカバレッジの充実を促進します。

一方、道内では広域に分散して居住地が広がっており、農地、産業用地、道路等住民非居住地域におけるエリア化が課題となっています。それら不感地域において効率的な通信環境の提供が可能である非地上系ネットワーク（NTN）の導入、活用に向けた取組を推進します。

人口減少等が進むなか、通信インフラを維持するため、公設光ファイバ施設を所有する道内市町村や関係事業者に対するヒアリング、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度に関する情報共有等を行い、要望する市町村の早期かつ円滑な民設移行を促進します。

(2) 持続可能な放送ネットワーク構築等の促進

道内各地で放送サービスが安定的に享受できるよう、管内放送事業者等と協力して、北海道の地域事情を踏まえた持続可能な放送ネットワークインフラの構築・維持に向けた取組を促進します。

道内各市町村の保有する自治体系中継局設備及び辺地共聴施設における耐災害性の強化や施設設備の高度化について、補助事業の活用を含めて実効的な対策が講じられるよう、市町村等の検討を支援します。



<2 誰もが利用できる情報通信環境の整備>

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

令和7年度予算額

情報通信インフラ整備加速化パッケージ

39.9億円の内数

令和6年度当初予算額：78.0億円の内数
令和6年度補正予算額：26.2億円の内数

（自治体の場合）

【離島】*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

(※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ

(※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、
1/2(その他条件不利地域)

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

(※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4

(※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、
2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)

(※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)

観光IoT

教育IoT

コワーキング
スペース

スマートモビリティ

スマートホーム

農業IoT

無線局
エントランス
(クロージャ等)

地域の拠点地点

通信ビル

- ・新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- ・本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。
- ・地方公共団体が事業主体となる事業において、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナンバーカード交付率を考慮の上、事業採択を行う場合がある。

<問合せ先> 情報通信部情報通信振興課 011-709-2311 内線4714

<2 誰もが利用できる情報通信環境>

携帯電話等エリア整備事業／電波遮へい対策事業

- 地理的に条件不利な地域において、地方公共団体などが携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用などの一部を補助。
- 令和7年度からは災害発生時における停電などによる携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池などを活用し、基地局機能の維持を図る強靱化対策を推進。

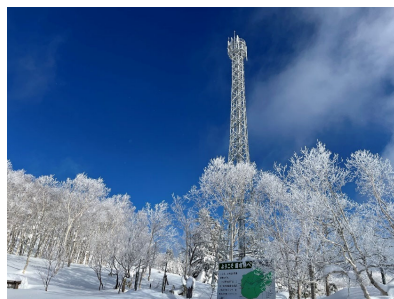
基地局施設整備事業

補助内容：圏外解消のため、非居住地エリアに基地局を設置する場合

事業主体：地方公共団体など

補助率：【1社整備】1／2 【複数者整備】2／3（令和6年度実績 4件）

- ・ 道道61号の上紋峠頂上付近は携帯電話が繋がらない地域だった。
- ・ 交通事故、遭難時の連絡手段確保のため、近隣市町村から携帯電話のエリア化に対する強い要望。
- ・ 滝上町が携帯電話エリア整備事業を活用し、令和7年1月に基地局整備。



<完成した基地局>

強靱化対策事業（令和7年度新規）

補助内容：災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、基地局機能の維持を図る場合

事業主体：地方公共団体、携帯電話事業者等

補助率：3／4（離島の場合 4／5）

令和7年度予算額 24億円



<強靱化対策のイメージ>

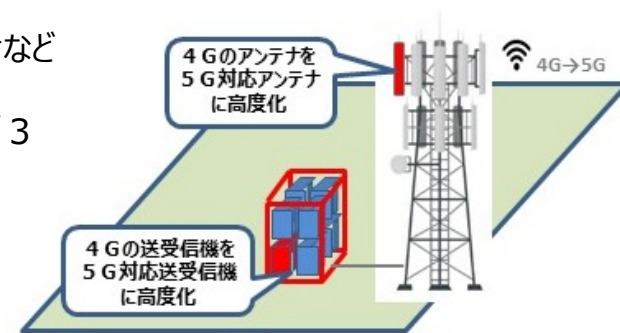
高度化施設整備事業

補助内容：4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合

事業主体：無線通信事業者など

補助率：【1社整備】1／2
【複数者整備】2／3

（令和6年度実績 3件）



<高度化施設整備のイメージ>

令和7年度予算額 12億円

（基地局施設整備事業、高度化施設設備事業の合計）

電波遮へい対策事業

補助内容：電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて移動通信用中継装置を整備する場合

事業主体：一般社団法人等

補助率：1／3（高速道路、国直轄道の場合 1／2）

（令和6年度実績 1件）

令和7年度予算額 12億円

<問合せ先> 無線通信部陸上課 011-709-2311 内線4692

<2 誰もが利用できる情報通信環境の整備>

放送ネットワーク強靱化に向けた支援（1）

- 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、テレビ・ラジオの予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで放送ネットワークの強靱化を実現する。

地上基幹放送ネットワーク整備等事業（令和7年度予算額 1.1億円）

○事業主体：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、民間放送事業者等

○補助対象：

予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、

災害対策補完送信所等（災害対策補完送信所の整備、送信所の移転）、

送信所設備等の災害復旧

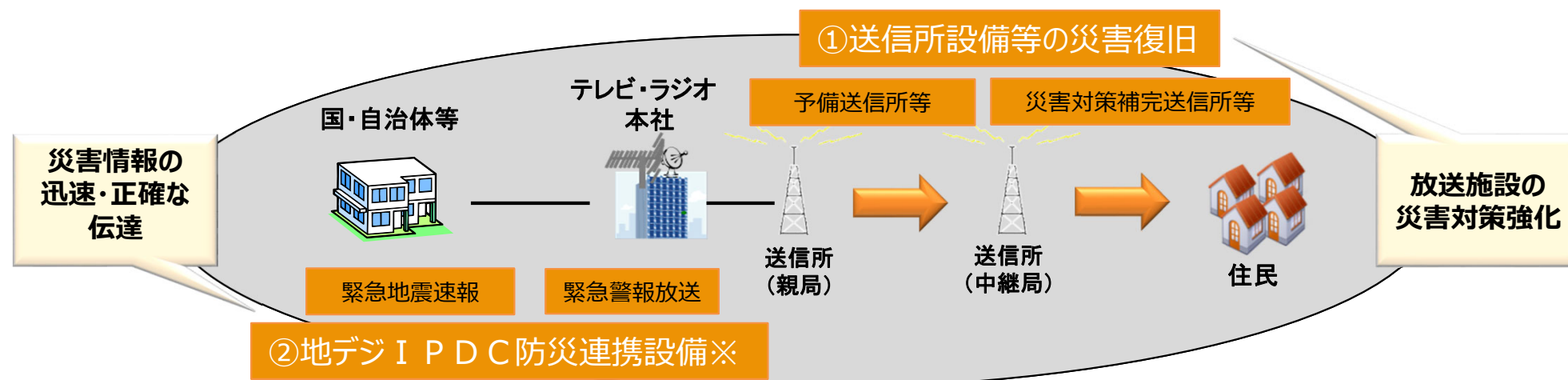
緊急地震速報設備（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備、

地デジIPDC防災連携設備）

○補助率：地方公共団体の単独又は連携の場合：1／2、民間放送事業者等の場合：1／3

国 1/2	地方公共団体 1/2
----------	---------------

国 1/3	地上基幹放送事業者等 2/3
----------	-------------------



※ 地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

<問合せ先> 情報通信部放送課 011-709-2311 内線4667

放送ネットワーク強靱化に向けた支援（2）

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図ることが必要。
- このため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部の補助。

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（令和7年度予算額 3.6億円）

○事業主体：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、民間放送事業者等

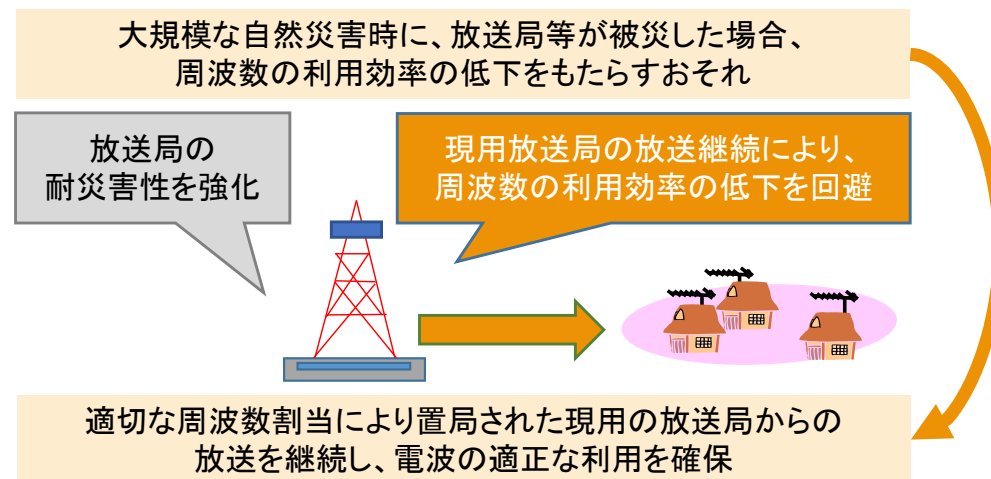
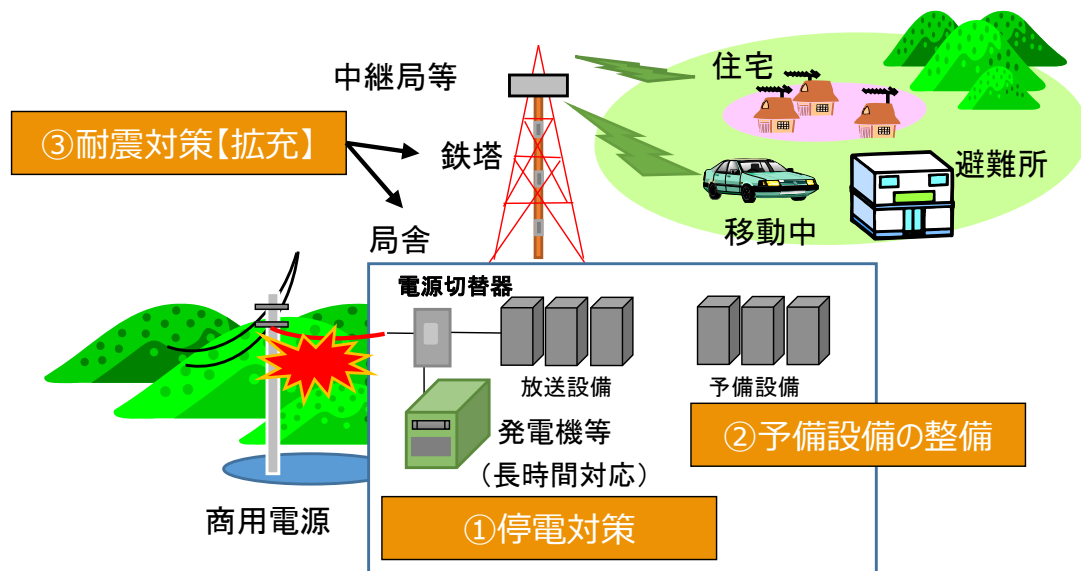
○補助対象：①停電対策、②予備設備の整備、③耐震対策

○補助率：地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3

受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、
条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村：2/3

国 1/2	地方公共団体 1/2
----------	---------------

国 1/3	地上基幹放送事業者等 2/3
----------	-------------------



<2 誰もが利用できる情報通信環境の整備>

放送ネットワーク強靱化に向けた支援(3)

- 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に取り組む。

民放ラジオ難聴解消支援事業（令和7年度予算額 2.4億円）

○事業主体：民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等

○補助対象：難聴対策としての中継局整備

○補助率：

地理的・地形的難聴、外国波混信 2 / 3

・都市型難聴 1 / 2

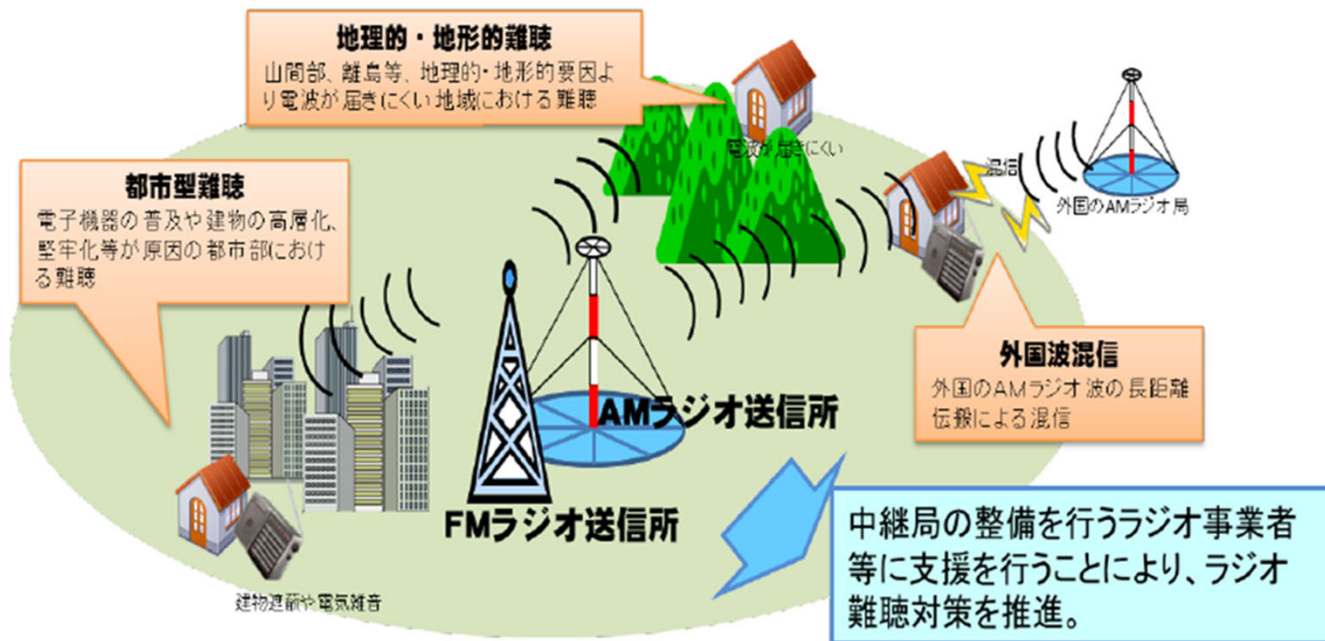
（地理的・地形的難聴、外国波混信）

国	事業主体※
1/3	2/3

（都市型難聴）

国	事業主体※
1/2	1/2

※ 民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等



<2 誰もが利用できる情報通信環境の整備>

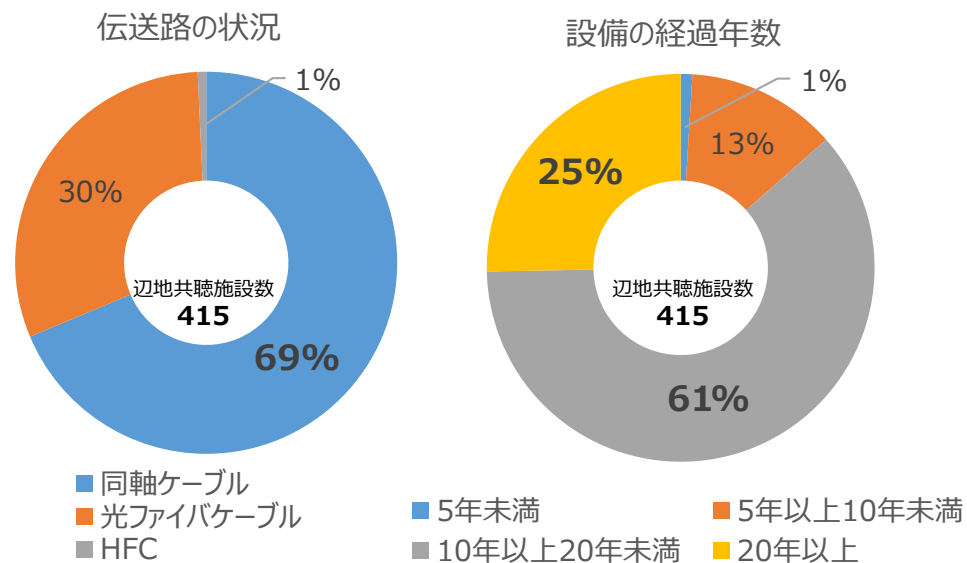
辺地共聴施設の維持・更新支援

- 山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設について、設置から20年以上が経過するものも少なくなく、設備の老朽化や近年多発する自然災害への対策が求められている。
- 山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助。

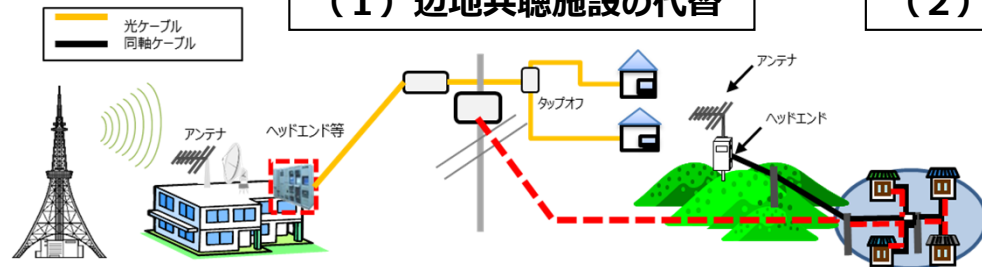
地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業
【辺地共聴施設の高度化支援】(令和7年度予算額 10億円の内数)

- 事業主体
 - (1) 市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
 - (2) 市町村、市町村の連携主体
- 補助率
 - (1) 辺地共聴施設の代替 : 2/3
 - (2) 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2
- 補助対象経費(下図の赤点線部分)
 - 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
 - ※中継局が廃止にならない地域に限る。
 - ※辺地共聴施設(同軸ケーブル)の光化を伴うケーブルテレビ(I Pマルチキャスト方式によるものを含む。)による代替に必要な伝送路設備等を含む。
 - ※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

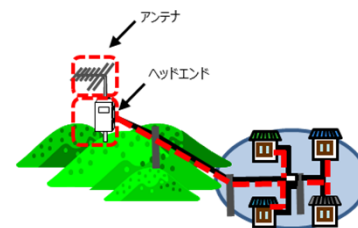
北海道管内の辺地共聴施設の現況



(1) 辺地共聴施設の代替



(2) 辺地共聴施設の光化等改修

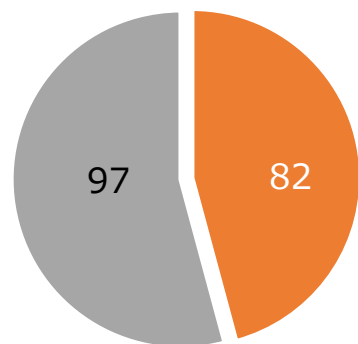


- 総務省では、辺地共聴施設の老朽化対策等辺地共聴施設相談窓口を開設しています。
 - お電話・メールでのご相談を受け付けています。
- WEBサイト：
https://www.soumu.go.jp/menu_kyot_suu/important/kinkyu02_000603.html

北海道における公設民営の光ファイバの状況

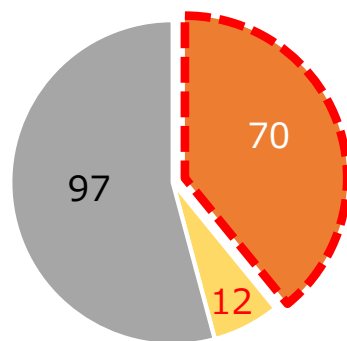
- 人口減少の進展、施設の老朽化等に伴い、公設民営の光ファイバにおけるサービス提供の継続が困難となることが懸念されることから、総務省において、早期かつ円滑な民設移行を促進。
- 公設民営の光ファイバ所有の地方公共団体（当初）は、道内179市町村のうち82。
（主に「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「高度無線環境整備推進事業」で整備。）
- 82市町村のうち、民設移行済は12（令和7年4月1日時点）。
- 残りの70のうち、近年中の民設移行予定は15。財産処分制限期間中及び移行しない地方公共団体を除き、関係事業者と協議を進めている。

北海道の光整備状況
（当初）



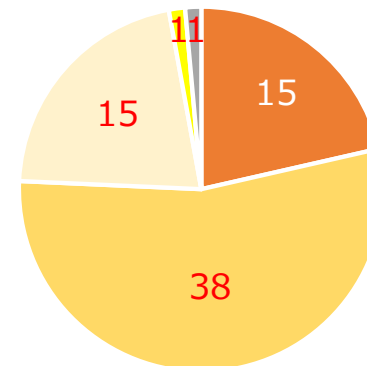
■ 公設民営
■ 民設民営

北海道の光整備状況
（令和7年4月1日時点）



■ 公設民営
■ 民設移行済
■ 民設民営

公設民営の
検討状況



■ 民設移行予定
■ 検討・協議中
■ 財産処分制限期間中
■ 検討中・協議中及び財産処分制限期間中
■ 移行しない

注1：地方公共団体数の内訳は、公設光ファイバに係る地方公共団体アンケート調査（令和6年2月）及び当局調べ。

注2：公設民営70地方公共団体の線種別内訳では、NTT東日本の1芯方式が27、2芯方式が38、CATV事業者が4、1芯方式及びCATV事業者が1。

注3：NTT東日本の1芯方式はブロードバンドのみ、2芯方式はブロードバンドのほかIP告知や地デジ再送信が含まれる。2芯方式については、2芯目の移行方法などについて調整が必要。

3 デジタル社会の安全・安心の確保

(1) 防災・減災対策の推進

災害時の情報伝達手段の確保のため、電気通信事業者、放送事業者、地方公共団体等と平時からの連携を密にします。災害時の「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」の派遣を想定し、各機関が開催する防災訓練に参加します。また、携帯電話基地局や地上放送中継局等の耐災害性強化を推進するとともに、地方公共団体に対しては、ニーズに応じた防災無線整備計画へのアドバイスを行います。

(2) 地域一体によるサイバーセキュリティ対策の推進

「北海道地域情報セキュリティ連絡会」をはじめとした関係機関と連携し、実践的サイバー防御演習（CYDER）受講の促進、サイバーセキュリティ月間におけるフォーラムやセミナー開催などを通じて、特に市町村・中小企業・学生等の知識習得や意識向上を図ります。

(3) 総合的なICTリテラシー向上

国民一人一人がデジタル社会の構成員として安心してインターネットやSNSを利用できるようにするため、学校・教育委員会及び関係団体と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」、「e-ネットキャラバン」等の取組を通じて、更なるICTリテラシーの向上に向けた取組を推進します。

(4) 航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進

海難事故の防止に役立つ無線設備の普及促進のため、海難防止連絡会をはじめ関係機関との連携により周知啓発に取り組みます。また、航空機及び船舶の航行の安全、さらに人命の安全に重要な役割を担う無線局が適切に維持及び管理されるよう、無線局の検査及び免許事務等を的確に行います。

(5) 電波利用環境の保護

重要無線通信への妨害発生に最優先で即応し、迅速な排除に努めます。また、電波規正用無線局の活用により不法・違反局の適正化を図るほか、捜査機関との共同取締りを実施します。

外国規格無線機等を対象にした周知啓発を、観光地や空港において実施します。

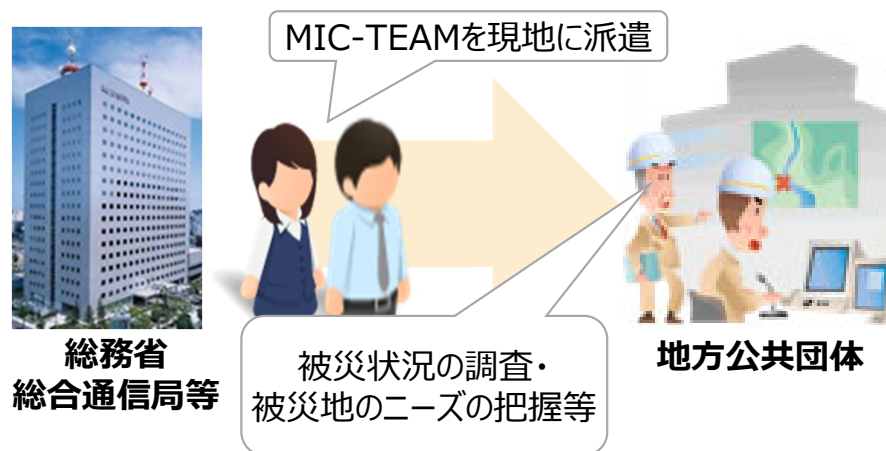
電波の安全な利用の理解を深める説明会を実施します。また、医療機関の電磁環境を改善するための周知啓発や、ハンズオン支援等を実施します。



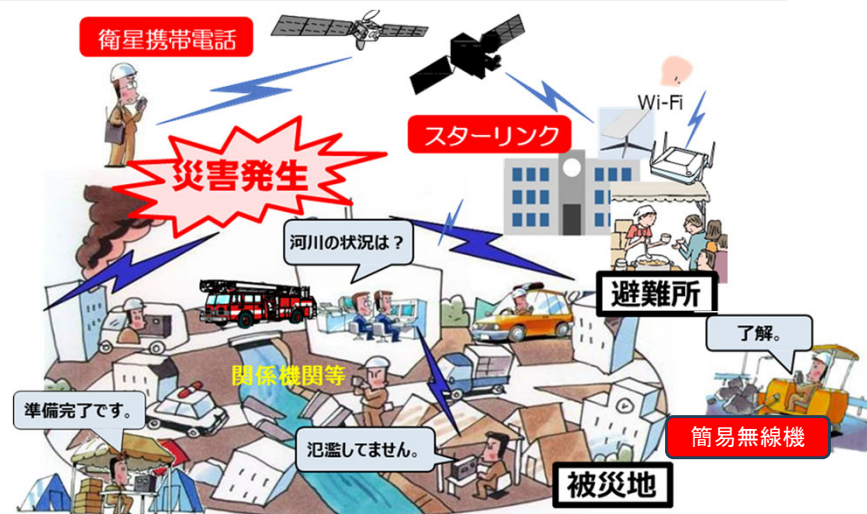
ICTによる防災・減災対策の推進

- 災害情報等を住民に確実に伝達できるよう地域特性に応じた情報伝達手段の多様化・多重化を支援。
- 大規模災害が発生したときは、「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」を現地対策本部に派遣するとともに、移動通信機器等を地方公共団体等に貸与するほか、臨時災害放送局の開設支援を通じて地域の通信等を確保。

被災した地方公共団体へのリエゾン派遣



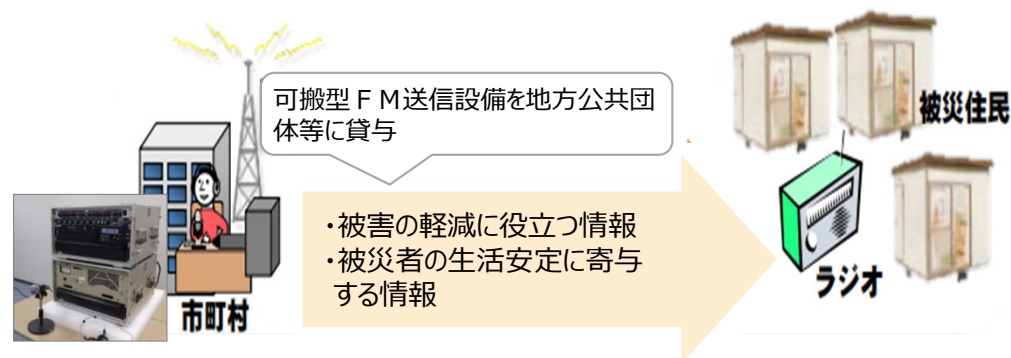
移動通信機器・電源車、発電機の貸与



関係行政機関・事業者等との連絡調整



臨時災害放送局の開設支援（設備の貸与）



< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

災害に備えた関係機関との連携体制の維持・情報共有

- 災害時の対応を円滑に実施するために、平時から他の国の機関、電気通信事業者、自衛隊等の防災関係機関との情報共有・意見交換や地方公共団体の防災会議・防災訓練等に参加して、連携を強化。

電気通信事業者、自衛隊、海上保安庁等との連携強化

- 電気通信事業者と、災害対応に関する連絡会を定期的に開催。
- 令和6年5月21日に開催された北海道災害対策本部指揮室運営訓練では、厳冬期に十勝沖での巨大地震が発生したとの想定のもと、当局及び電気通信事業者が避難所のWi-Fi環境や携帯電話充電ステーションなどの支援について確認とシミュレーションを実施。



陸自ヘリによる支援機材の輸送訓練

- 陸上自衛隊北部方面隊と全国に先駆け平成31年3月に締結した「災害時の相互協力に関する協定」に基づき、定期的に勉強会や輸送訓練、無線局の混信排除訓練等を実施。
- 海上保安庁とは電気通信事業者と連携し、巡視船への支援機材の搭載訓練等を定期的に実施。

各種防災訓練への参加

- 令和6年度に2回開催された北海道防災総合訓練では、**スターリンク**を含む貸与用移動通信機器の通信体験、JCBAの協力のもと臨時災害放送局（実験試験局）を運用し、訓練プログラムを訓練会場・町内に放送した。
- 各地の防災訓練では、移動電源車や貸出用通信機器等の展示、体験会等も実施。



臨時災害放送局訓練放送



防災訓練での機器展示



公共安全モバイルによる通信訓練

- 令和7年1月22日に開催された樽前山火山噴火総合防災訓練では**公共安全モバイルシステム**を活用し、トランシーバーアプリを使った関係機関の情報共有や動画による現地対応報告訓練等を実施。

< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

災害対策用支援機材の無償貸出し

- 災害時に被災地方公共団体等に対して、北海道災害対策本部等との連携により移動電源車や連絡用無線機等をプッシュ型で貸与するほか、臨時災害放送局の開設を支援。平時には防災訓練等でも活用可能。
- 能登半島地震の災害復旧活動等で活躍した衛星インターネット（スターリンク）、公共安全モバイルの貸出しが可能。

1 衛星携帯電話

- ▶ 衛星を経由して通信を行います。
- ▶ 広範囲の衛星通信エリアで音声通信が可能です。

- ☺ 携帯電話や固定電話等との通話が可能
- ☹ 停電時や、携帯電話・固定電話が使えない時でも利用可能
- ☹ 屋内利用不可。屋外でも条件（※）によっては通信が困難（※衛星方向に障害物がある場合や悪天候時）
- ☹ 衛星に向けてアンテナ方向の調整が必要
- ☹ システムによっては訓練での利用に制限あり

タイプ	外観	特徴
ワイドスター		● 国内のみ通話可能 ● 窓際に設置して使用可能 ● ダイヤル方法が国内通話と同様
イリジウム		● 国外にも通話可能 ● 国際電話扱いのため、国内通話であっても、国番号（+81）からのダイヤルが必要。
アイサットフォン		● アンテナをたたんだ状態でも着信可能（アイサットフォンのみ）
衛星通信トランシーバー		● 衛星回線（イリジウム回線）を使用して、ボタン一つで一斉同報通信が可能

4 簡易無線（トランシーバー）

- ▶ 端末同士で直接通信を行います。
- ▶ 数百m～4 km程度の音声通信が可能です。



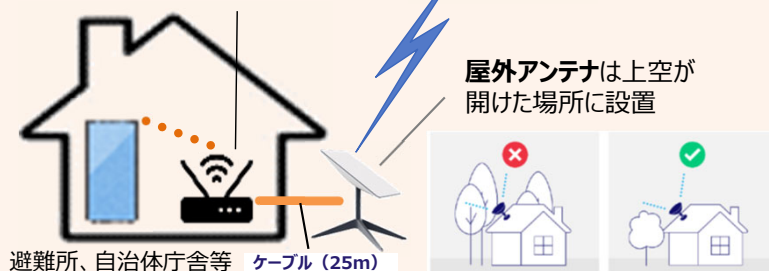
2 衛星インターネット機器

- ▶ 通信衛星を経由して、大容量・低遅延のインターネット利用が可能です。
- ▶ 使用するときは空が開けている場所に機器を設置する必要があります。

タイプ	外観	特徴
スターリンク (高性能ムーブ)		● データ通信速度：～220Mbps ● サイズ：575×511mm ● 重量：6.9kg（アンテナ部） 約20kg（梱包含む） ● Wi-Fiは屋外でも使用可能となるよう設定済み（本来は屋内のみ使用可） ● 電源は、商用電源又は発電機が必要（推奨出力は200W）

通信途絶地域

Wi-Fiルーターで無線LANを提供、
スマホと接続（最大128台）



5 公共安全モバイル

- ▶ 2つの通信事業者回線が使用可能です。
- ▶ 一般携帯電話と同様、インターネット、メール等の利用が可能です。
- ▶ トランシーバーアプリの利用が可能です。



3 臨時災害放送局用機器

- ▶ 大規模災害発生時に地方公共団体が開設する「臨時災害放送局」開設に必要な放送設備を貸出可能です。
- ▶ 地方公共団体からの安否情報や生活情報など、きめ細かな情報をFMラジオを通じて提供できます。



1号機



2号機

送信周波数	76.1MHz～94.9MHz
空中線電力	10W～100W
諸条件	● 無線局（放送局）の免許取得（電話による臨時措置が可能） ● 無線従事者の配置（第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士以上）

6 移動電源車・発電機等

- ▶ 避難所等における電源供給が可能です。
- ▶ 複数箇所に電源を設置可能です。
- ▶ 継続的な運用にはガソリンの補給が必要となります。



<問合せ先> 北海道総合通信局防災対策推進室
電話：011-747-6451
携帯：090-1525-0101（夜間・休日）
※機材には限りがあり、ご要望に添えないこともあります。

防災行政無線整備計画促進の取り組み

- 防災行政無線は、災害時における通信の輻そうや発信規制がないため、地方公共団体と住民及び防災関係機関相互間の災害情報伝達の手段として有効。
- 北海道総合通信局では、防災行政無線を新たに整備する際や高度化する際に市町村からの相談等に対応し、無線局開設に係る助言や緊急防災・減災事業債による支援等の関係情報を提供。

■ 防災行政無線の種類

同報系

市町村役場と屋外拡声子局や地域の各家庭、事業所等に設置される個別受信機を結び市町村役場から地域住民に災害・行政情報などを伝達するために使用する。情報を同時に一斉通報できるのが特徴。

移動系

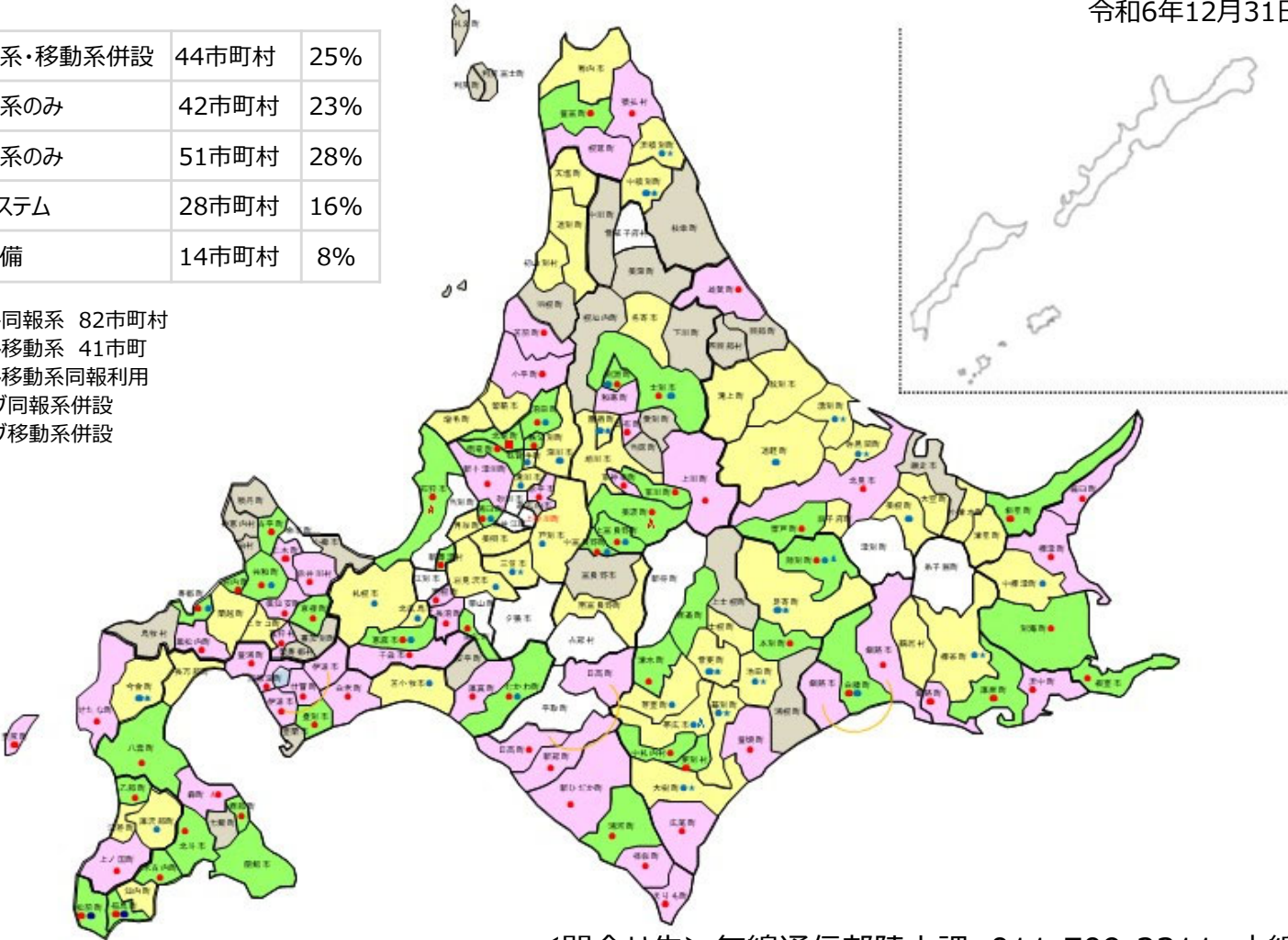
市町村役場に設置した基地局と移動局（車載型、携帯型等）との間、又は移動局相互間で防災行政に関する通信を行うシステム。
移動系同報利用とは、移動系システムを利用して屋外拡声器や戸別受信機により、役場から地域住民に情報伝達を行う形態。

■ 北海道における市町村防災行政無線等の整備状況

令和6年12月31日現在

同報系・移動系併設	44市町村	25%
同報系のみ	42市町村	23%
移動系のみ	51市町村	28%
他システム	28市町村	16%
未整備	14市町村	8%

- デジタル同報系 82市町村
- デジタル移動系 41市町
- ★ デジタル移動系同報利用
- A アナログ同報系併設
- A アナログ移動系併設

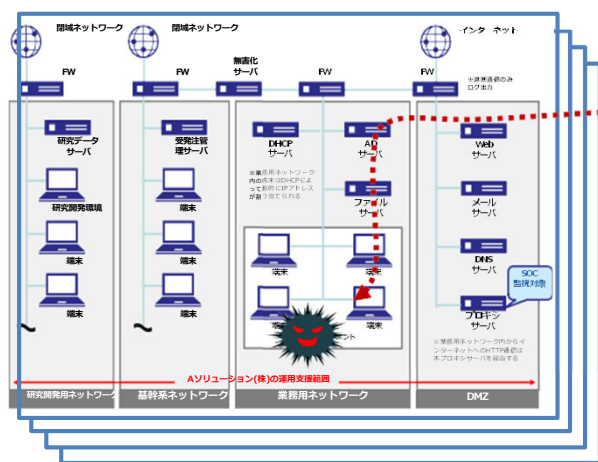


< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

サイバーセキュリティ対策の推進(CYDER: (Cyber Defense Exercise with Recurrence))

- 総務省の研究開発機関である情報通信研究機構（NICT）は、体験型の実践的なサイバー防御演習(CYDER)を実施。北海道の市町村、地域の企業等での有効なサイバーセキュリティ対策の推進のため、総合力の高い情報システム管理者を養成。
- 集合演習は、開催会場まで長距離移動を要し、地理的・時間的な負担が大きいことから、受講想定組織、実施期間を拡充して、オンライン形式のプレCYDERを実施。

NICTが有する最新のサイバー攻撃情報を活用し、実際に起こりうるサイバー攻撃事例を再現した最新の演習シナリオを用意。



企業・官公庁の社内LANや端末を再現した環境で演習を実施

受講チームごとに独立した演習環境を構築



演習模様
専門指導員
による補助

チーム内での
議論を通じた
相互理解

本番同様の
データを使用
した演習

インシデント（事案）
対処能力の向上

➤ CYDERの実施内容（令和7年度）

コース名		実施方法	レベル	受講想定者(習得内容)	受講想定組織	実施地	開催時期
CYDER	A	集合形式	初級	システムに携わり始めた者 (事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	47都道府県	札幌市：9月9日・10月23日 帯広市：9月3日
	B-1		中級	システム管理者・運用者 (主体的な事案対応・セキュリティ管理)	地方公共団体	全国11地域	札幌市：10月24日
	B-2				地方公共団体以外	東京・名古屋・大阪	翌年1月
	C		準上級	セキュリティ専門担当者 (高度なセキュリティ技術)	全組織共通	東京・大阪	11月～翌年1月
プレCYDER		オンライン形式	—	全ての情報システム担当者 (最低限必要となる知識の習得と最新化)	全組織共通	1期：5月～8月 2期：9月～11月 3期：11月～翌年1月	

< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

サイバーセキュリティ対策の推進

- ICTの利活用が進展する中、サイバー攻撃のリスクは高まっており、企業等においても、サプライチェーンを構成する組織からのランサムウェアへの感染、システムへの不正侵入、データ改ざんといったサイバーセキュリティ上の脅威が増加。
- 地域サイバーセキュリティコミュニティなどと連携してセミナー等を開催し、周知啓発に取り組むとともに、サイバーインシデント演習を実施するなど、サイバーセキュリティ対策を一層強化。

■ 北海道地域情報セキュリティ連絡会（HAISL※） ※Hokkaido Area Information Security Liaison

- サイバーセキュリティ対策は、電気通信事業者のみならず、ICTを活用するあらゆる業界で対策が重要。
- 北海道では全国に先がけて、平成26年から北海道総合通信局、北海道警察、北海道経済産業局の3機関が事務局となり、本連絡会を運用して、産学官が連携して、道内のサイバーセキュリティ対策を推進。



■ サイバーセキュリティレベルの強化

- サイバーセキュリティ月間（2月1日から3月18日）には、サイバー攻撃の動向と対応策、人材育成などを盛り込んだ、「サイバーセキュリティフォーラム北海道」やインシデント対応を擬似的に体験できる「サイバーインシデント演習」を開催。
- サイバーセキュリティ月間に以外にも、HAISLと連携し、年間を通して勉強会等を開催。

名称	対象	開催時期	開催概要
特定事業者向け サイバーセキュリティ勉強会	北海道内特定事業者の サイバーセキュリティ担当者	10月頃	道内の特定事業者のサイバーセキュリティに対する意識向上を図るための講演及びサイバーセキュリティ担当者間の情報共有体制の強化を図る
Micro Hardening Basic	16歳以上30 歳以下の方	6月21日	「Micro Hardening for Youth 2024」の難易度を下げた入門編となる競技会。 「Micro Hardening for Youth 2024」の前哨戦という位置付
Micro Hardening for Youth (MH4Y)	16歳以上30 歳以下の方	8月9日	カジュアルに「ゲーム感覚」で、サイバー攻撃に対処する能力を磨くことを目指す競技形式の勉強会。 参加者はECサイトの管理者となり、様々なサイバー攻撃に対処しながらシステムの安定稼働と売上の獲得を競う
サイバーインシデント演習in北海道	中小企業／団体等の経営層、 セキュリティ責任者及び 情報システム運用担当者	1月頃	サイバーセキュリティに関する演習等を通じて、地域の事業者におけるインシデント対応に関するノウハウの共有を含む、サイバーセキュリティに関する情報 共有を行いレベルの向上を図るインシデント演習
Security College for Youth (SC4Y) HAISLサイバーセキュリティセミナー	学生、一般	1～2月	セキュリティ人材の次世代育成を目的として時事課題に適したテーマによるセミナー
サイバーセキュリティフォーラム北海道	サイバーセキュリティ担当者	2～3月	サイバーセキュリティレベルの向上を目的とし、サイバーセキュリティ政策の最新動向、セキュリティ対策、北海道のサイバー犯罪情勢などの講演。実践的サイバー防御演習等の体験ブースも設置

総合的なICTリテラシーの向上の取組「DIGITAL POSITIVE ACTION」

- デジタル空間においては、誹謗中傷等の違法・有害情報や、人々の関心・注目の獲得が経済的価値となる「アテンション・エコノミー」の下での偽情報・誤情報の流通・拡散等、過激なタイトルや憶測だけで作成されたコンテンツの流通・拡散が社会問題化。
- 国民一人一人のICTリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進するため、令和7年1月より、官民連携プロジェクト「**DIGITAL POSITIVE ACTION (デジタル ポジティブ アクション)**」を開始。

「DIGITAL POSITIVE ACTION」の概要

「DIGITAL POSITIVE ACTION」では、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と、総務省が連携して推進し、ICTリテラシー向上のための以下のような取組を継続的に実施し、社会的機運の醸成を図る。

- ① 多様な関係者の取組を集約した総合的なWEBサイトの開設（総務省）
- ② セミナーやシンポジウムの開催（総務省、関係者）
- ③ 普及啓発教材や関係者の取組の充実（総務省、関係者）
- ④ テレビ、新聞、デジタル広告などによる多様な広報活動

<ロゴ・スローガン>

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



「DIGITAL POSITIVE ACTION」
Webサイト
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

<推進パートナー>

- 一般社団法人 安心ネットづくり促進協議会（安心協）
- 一般財団法人 草の根サイバーセキュリティ推進協議会（Grafsec）
- 一般社団法人 セーフインターネット協会（SIA）
- 一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）
- 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟（CATV連盟）
- 一般財団法人 マルチメディア振興センター（FMMC）
- Google
- LINEヤフー株式会社
- Meta日本法人（Facebook Japan合同会社）
- TikTok Japan
- X Corp. Japan株式会社
- KDDI株式会社
- 株式会社NTTドコモ
- ソフトバンク株式会社
- 楽天モバイル株式会社
- 株式会社Gunosy
- 株式会社NewsPicks Studios
- スマートニュース株式会社
- 日本マイクロソフト株式会社

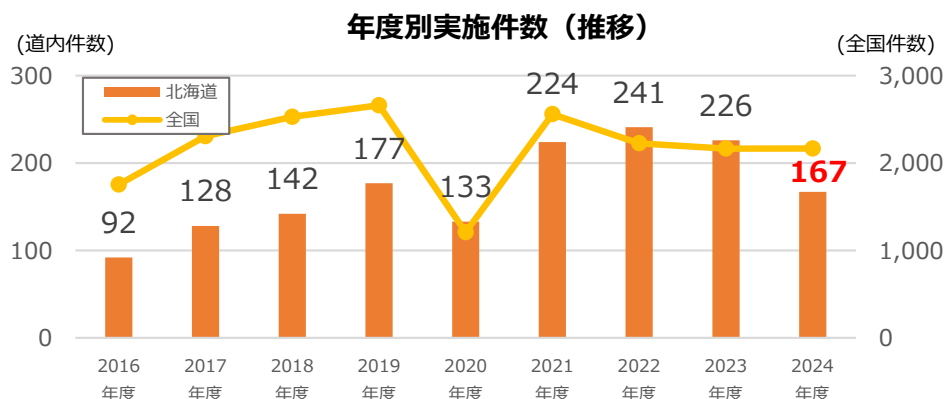
< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

青少年のインターネットリテラシーの向上

- 近年、子供たちがインターネットに接する機会が増加し、ネット依存やネットいじめ、SNSを通じた闇バイトや犯罪被害など青少年を取り巻くネットトラブルが多く発生。
- 児童・生徒がインターネットを正しく、安心・安全に、かつ責任をもって利活用をするためには、必要なリテラシーを身につけることが重要。「e-ネットキャラバン」を始めとした各種取組を関係団体と連携しながら推進。

e-ネットキャラバン

- 全道の小中高生や教員・保護者を対象とした、インターネットの安心・安全な利用のための出前講座を実施（無償）。
- 令和6年度の実施件数は、全国2,167件、うち北海道167件。都道府県別では、東京都、神奈川県に次いで3番目に多い件数。



- e-ネットキャラバンでは、児童・生徒による参加型での実施、トラブル事例を紹介したアニメ動画の活用などにより、より分かりやすい講座を実施。



高校生ICT Conference

- 毎年提示されるICTに関するテーマに基づき、高校生が課題解決のための有効な方策を熟議するイベント。道内では、札幌、帯広地区で開催。
- 各地域の代表が全国サミットに出場。関係省庁への「提言」を行う。



「高校生 ICT Conference 2024」の様子



参加高校生の感想・インタビュー

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/C/u-Land/20250214.html>

春のあんしんネット・新学期一斉行動

- 青少年の多くが初めてスマートフォンを手にする卒業・進学・新入学シーズンに重点を置き、フィルタリングの促進や家庭内でのルールづくりなどペアレンタルコントロールを中心とした周知啓発活動を実施。
- 当局においては、①「e-ネットキャラバン」の実施強化、②市町村広報誌・HPによる周知啓発（掲載依頼）、③北海道警察と連携した「保護者向け入学説明会」での周知啓発などの取組を集中的に展開。

<問合せ先> 情報通信部電気通信事業課 011-709-2311 内線4704

< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進

- 周りを海で囲まれた北海道は、多数の船舶が航行する中、衝突事故や乗組員の海中転落といった海難事故から命を守るための取組が特に求められ、無線設備（AIS、国際VHF、PLB等）の活用は、事故防止や救助活動に大きな役割を果たしている。
- 小型船舶等において、これらの無線設備が活用されるよう、地方公共団体・関係省庁や漁業・水産団体等と連携し、普及・啓発の取組を実施。

< 関係団体と連携した周知・啓発 >

「北海道地区関係省庁海難防止連絡会議」に参加する関係省庁等と海難事故防止に向けた課題を共有しながら、合同で作成するリーフレットの活用や各種イベントへの参加によって、小型船舶の海難防止に向けた周知・啓発を実施。



海の事故ゼロキャンペーン活動(R6.7)

海の安全を守る無線設備の概要

簡易型AIS (簡易型船舶自動識別装置)



船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム。
※レーダー、プロッタ等に接続しAIS情報を表示。

国際VHF (船舶共通通信システム)



150MHz帯の電波を使用した、遭難・安全通信、港務通信、電気通信業務、水先業務用等で全世界的に使用される通信システム。

EPIRB (非常用位置指示無線標識装置)



沈没など船舶の遭難時に406MHzの電波を発射し、人工衛星を介して、位置情報と船名を海難救助機関（海上保安庁）に送信する全世界的な救助システム。

PLB (携帯用位置指示無線標識)



携帯電話や船舶無線が通じないような海域でも、遭難時に位置情報と識別信号を人工衛星を経由して海難救助機関（海上保安庁）に送信する全世界的な救助システム。

< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

電波の利用ルール周知・啓発

- 電波は、私たちの身の回りにあるスマートフォン、テレビ、Wi-Fi等に使われているほか、警察や消防、防災、航空無線等の生活の安心・安全を守るためにも使用。
- 電波の利用ルールを守らないと混信や妨害が発生し、生活に様々な悪影響を及ぼす。そのため電波の3つのルールを中心に周知・啓発活動を実施。

電波の3つのルール

- 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
- 外国規格の無線機器にはご注意を
- 電波の利用には、原則免許が必要です

総務省電波利用ポータル 電波の利用ルール

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/index.htm>

周知・啓発活動



札幌駅デジタルサイネージ



公共交通機関車内吊り広告



CATV広告



コンビニデジタルサイネージ(イメージ)

電波適正利用推進員

総務省からの委嘱によって地域に密着して活動する民間ボランティアで、地域イベントでのリーフレット配布や学校等での電波教室を実施し、電波のルール等を周知。



電波教室の様子

総務省電波利用ポータル 電波適正利用推進員制度
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/forward/index.htm>

< 問合せ先 > 電波監理部電波利用環境課 011-709-2311 内線4743

技術基準に適合しない無線設備の排除に向けた取組

- 一般消費者が意図せず法令基準に適合しない無線設備を購入・使用し、電波法に違反することや他の無線局に混信・妨害を与えることを未然に防止するため、販売業者等に対して周知、勧告・公表等の取組を実施。

【販売店状況調査】

インターネットや実店舗等で販売されている無線設備を対象に技術基準不適合設備の販売状況を調査。

【試買テスト等】

販売調査の結果や申告等により技術基準不適合設備及び技術基準に適合していないと考えられる無線設備を対象として技術基準への適合性を確認。

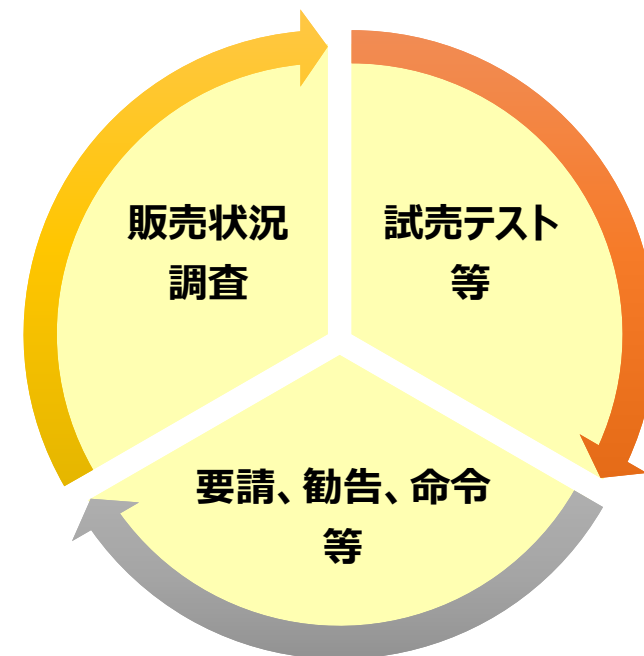
結果を総務省電波利用ポータルで公表

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>

【要請、勧告、命令等】

試買テスト等の結果により、技術基準に適合していないことが確認された無線設備について、要請を実施。

従わない場合は電波法に基づく勧告・命令等を実施。



外国規格無線機等の基準不適合設備使用防止に向けた取組

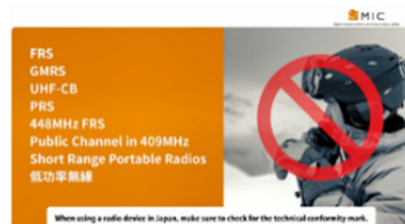
- 国内で使用できない外国規格無線機等の基準不適合設備を外国人観光客が国内に持ち込まれた事例がある。
- これらの無線機器が使用されると重要無線通信※に妨害を与えるおそれがあるため、外国人観光客、観光業者等に向けた周知啓発を実施。

※ 重要無線通信とは、携帯電話、放送、警察、消防・救急、防災、航空管制、海上（海保）、気象、電気、鉄道用の無線通信

外国人観光客に対する対策

【フェーズ1】外国規格無線機等を**持ち込ませないための周知**

訪日前に、旅行者は訪問先の場所についてインターネットで検索することを想定し、検索に合わせて**インターネットにより周知**。



【フェーズ2】外国規格無線機等を**使用させないための周知**

空港やスキー場での、**ステッカーによるバス広告**や**デジタルサイネージ広告**。



【フェーズ3】**電波障害発生時の対応**

外国規格無線機から**発射された電波を排除**。

- 電波規正用無線局による警告
- スキー場アナウンス
- 探査により発射源を特定し、障害を排除



外国規格無線機の一例 UHF-CB

観光業者等に対する対策

■ 説明会の開催

外国人観光客に関する観光客等へ、外国規格無線機を排除するための周知啓発の協力をお願いするため、説明会を開催。

【説明内容】

- 外国規格無線機はどのようなものか
- 外国規格無線機による住民への影響
- 外国人観光客等への周知啓発
- 日本で使用できる無線機の紹介
- 外国人観光客への周知啓発の協力依頼



日本で使用できない無線機



日本で使用できる無線機

<問合先> 周知については、電波監理部電波利用環境課 011-709-2311 内線4743
監視については、電波監理部監視調査課 011-709-2311 内線4733

重要無線通信妨害への対応

- 総務省では、重要無線通信妨害(※)の申告を24時間体制で受付し、その迅速な対応に取り組んでいる。
- 北海道管内での重要無線通信妨害の申告は、航空管制波や船舶の緊急波への妨害が多く見られる。そのため、電波監視システムを活用し、機動力を生かして迅速に探査し、妨害源を排除する。
- 要人の来道等重要な行事の際には、重要無線通信妨害対策本部を設置し、電波監視体制を強化する。

※ 重要無線通信とは、携帯電話、放送、警察、消防・救急、防災、航空管制、海上(海保)、気象、電気、鉄道用の無線通信

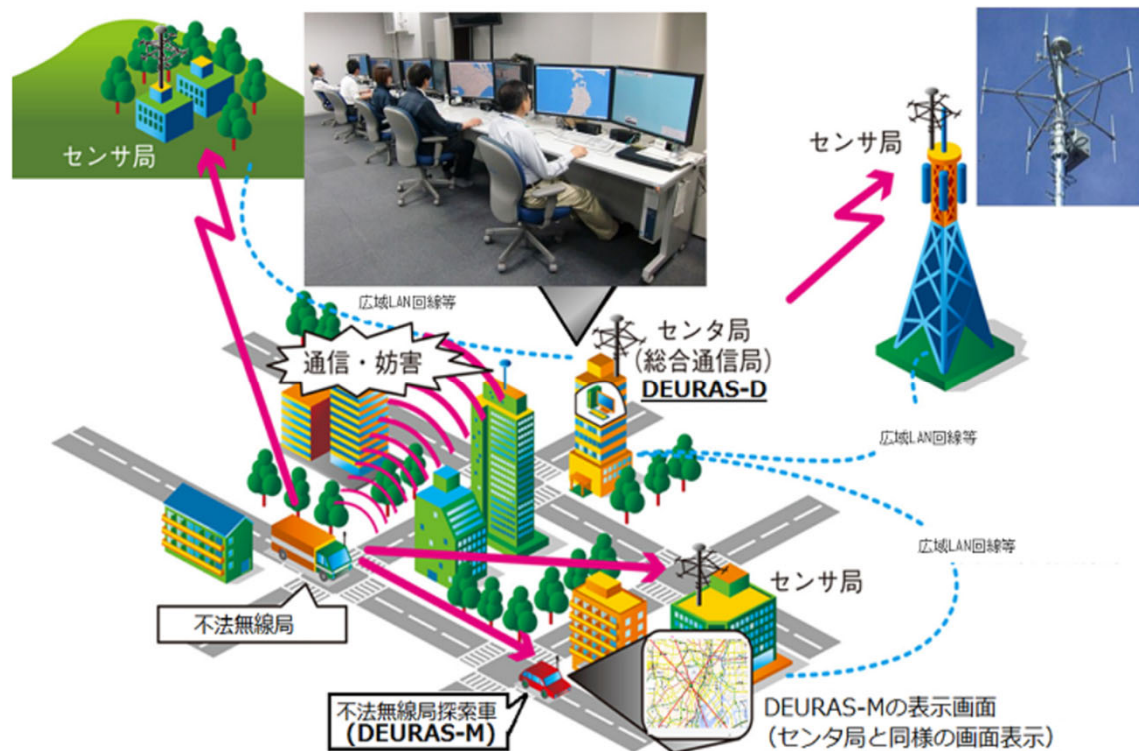
重要無線通信妨害発生時の対応

重要な無線通信が妨害されると、私たちの生活に大きな影響や混乱をもたらす。重要無線の妨害が発生した際には、『電波監視システム』を活用し、妨害源の探査を行うなど、必要な対応を迅速に実施し、妨害電波の排除に努める。



電波監視システム (DEURAS/デューラス: Detect Unlicensed Radio Stations)

不法無線局などの電波の発射源を探知する施設『DEURAS』を整備し電波監視を実施。



< 3 デジタル社会の安全・安心の確保 >

良好な電波利用環境の維持に向けた取組

- 不法無線局の排除のため、捜査機関と共同で取締りを実施するとともに、摘発や指導を実施。
- 発射する電波を監視し、違反運用者に対して、電波規正用無線局(※)による規正や行政指導・行政処分を実施。
- 外国規格等の無線機が発射する電波を監視し、使用者に対して行政指導を実施。

※ 電波規正用無線局とは、国が開設する無線局であり、違反運用を即時停止させるために、行政が直接メッセージを送信して指導を行う無線局

捜査機関との共同取締りの実施

捜査機関と協力して共同取締りを行い、車両や船舶等に設置された不法無線局を摘発するなど、電波法令違反に対して厳正に対処。



警察との共同取締り



海保との共同取締り



電波規正用無線局による指導

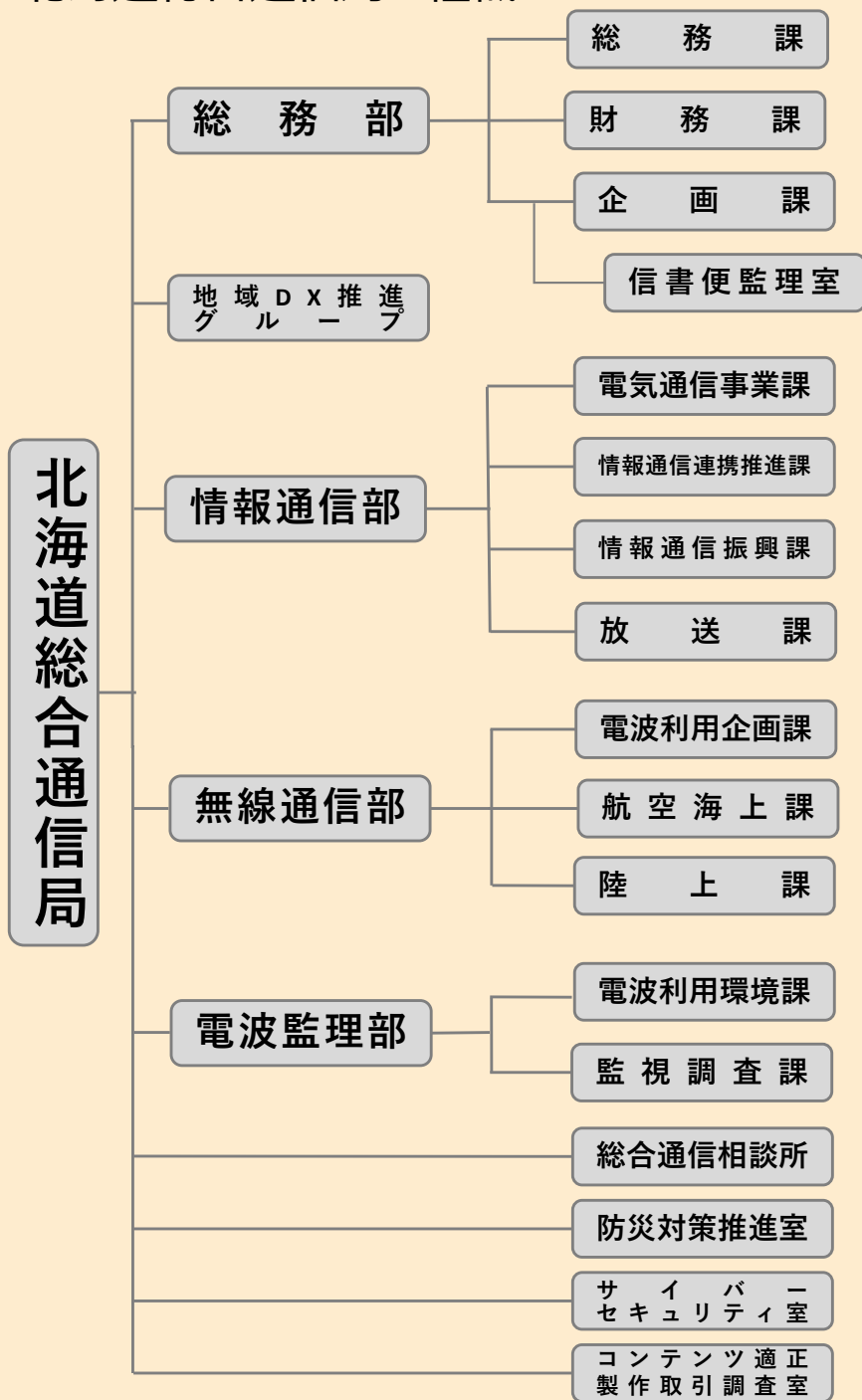


移動監視

違反無線局への指導の実施

違反運用を行っているアマチュア無線局などを確認した場合、直接電波による注意・警告（規律に関する通信）を行い、運用者に電波法違反を自覚させることで、早期の是正と抑止を図る。また、関係団体とも連携して対応を実施。

北海道総合通信局の組織



北海道の情報通信2025

2025年4月発行
2025年5月改訂
2025年7月改訂



編集・発行 総務省 北海道総合通信局

〒060-8795

札幌市北区北8条西2-1-1

札幌第1合同庁舎内

TEL：011-709-2311（内線4686）

ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

X

<https://twitter.com/08hokkaidoBt>